

米原市配食サービス事業事業者募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米原市配食サービス事業実施要綱第2条に基づき、米原市が実施する配食サービス事業に係る委託を行う事業者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募要件)

第2条 米原市配食サービス事業の実施を希望する事業者は、米原市の競争入札参加資格を有する必要がある。

(調理業務)

第3条 調理業務においては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 食事は管理栄養士により栄養計算がされていること。
- (2) 1食当たりのカロリー数は高齢者に適したものとなっていること。
- (3) 栄養バランスがよく、高齢者の嗜好等の工夫をすること。
- (4) あらかじめ配食の献立表を作成し、利用者に配布するとともに、米原市長に提出すること。
- (5) 衛生管理および品質管理に注意を払い、関係法令に定める衛生基準を遵守すること。

(配達業務)

第4条 配達業務においては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 米原市長が決定した利用者に対して、1日3食を限度に、利用者に食事を提供し、再利用する容器を使用している場合については、朝食と昼食の場合その日のうちに、夕食の場合は翌朝に容器を回収すること。ただし、食中毒予防等状況をみて米原市健康福祉部くらし支援課長が中止等の指示を行うので、その判断に従うこと。
- (2) 前号の指示があった場合、受託業者は、速やかに利用者への連絡を行うこと。
- (3) キャンセルの受付は最低前日までとし、なるべく直前まで受け付けること。
- (4) 配食については、朝食は午前8時まで、昼食は正午まで、夕食は午後6時までに
行うこと。
- (5) 配送の過程においては、保冷設備のある配送車を使用し、適切な温度管理を行って配送し、配送時刻の記録を行うこと。
- (6) 配食は利用者への手渡しとし、必ず安否確認を行い、利用者が不在の場合は配食しないこと。
- (7) 利用者に調理終了後から4時間以内に喫食するよう呼び掛けること。
- (8) 利用者の健康状態を確認し、異常があったときは、直ちに米原市長および関係機関（消防署、警察署等）に連絡すること。

(9) 食中毒、配食に伴うトラブルは、受託業者の責任で解決すること。

(実施区域)

第5条 受託業者が配食を実施する範囲は、市内全域であるものとする。

(実績報告)

第6条 実績報告業務については、次のとおり定めるものとする。

(1) 受託業者は、毎月の配食実績報告書を取りまとめ、翌月10日までに米原市長へ報告するとともに、米原市長へ委託料の請求を行うこと。

(2) 配食実績報告書には実施年月日、利用者名、利用者毎配食数、当該月合計配食数、当該月委託料および当該月実人数を記載すること。

(3) 受託業者は、毎月の配食事業利用状況報告書を作成し、利用者からの確認印を受けた書類を添付して米原市長に報告すること。

(委託料)

第7条 市長は配食実績報告書に基づき、委託料を毎月支払うものとする。

(申請)

第8条 参加を希望する事業者は米原市配食サービス事業実施申請書をもって申請をすることとする。申請書には以下の書類を添付する。

(1) 入札参加資格審査申請書の受理票の写し

(2) 商業登録簿謄本の写し

(3) 飲食店営業許可証の写し

(4) 会社等のパンフレット

(審査)

第9条 米原市長は申請書を受理したときはこれを速やかに審査し、委託することが適当とみられる場合は申請事業者との契約を行うこととする。

(契約)

第10条 米原市長と受託業者との契約期間は、契約を締結した日から次の3月31日をもって終了とする。

(その他事項)

第11条 受託業者はその他下記に掲げる要件を満たすとともに、本仕様書に定めのない事項については、米原市長の指示に従うものとする。

(1) 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。

(2) 食中毒等のおそれがあるときは、速やかに米原市長へ報告、協議の上対応すること。

(3) 利用者から事業の利用廃止等の申出があったときは、米原市長に連絡すること。

(4) 事業に伴う調整について、米原市長と連絡を持つこと。

(5) 業務の実施に当たり、事故等の防止に努め、事故等が発生した場合は、速やかに米原市長および関係機関に報告するとともに必要な措置を講じること。

- (6) 業務上生じた一切の損害は、受託業者においてその賠償の責を負うこと。
- (7) 利用者の苦情に対し、迅速かつ円滑な解決を図るように苦情処理に努めるものとする。また、必要な場合は米原市長へ報告すること。
- (8) 業務上知り得た利用者の情報を、本業務の利用目的以外に利用しないこと。また、配達時に個人情報を車内等に放置したり、利用者の情報を第三者に漏らさないこと。

付則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。